

第5章 重点整備地区の区域及び特定経路

1 重点整備地区の区域

交通バリアフリー法は、「高齢者や身体に障害のある人などの公共交通機関を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する。」ことを目的としており、重点整備地区の要件の一つとして、「特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、相当数の高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設の所在地を含む地区であること。」と規定しています。

これを向島地区に当てはめると、まず、向島地区における公共交通機関の核である向島駅を利用する高齢者や身体に障害のある人などが、向島駅から目的地まで、安全・円滑に徒歩で移動できるような交通環境を整備することを主眼として、向島地区基本構想を策定する必要があります。

そして、重点整備地区の区域については、向島駅で電車を降りて徒歩で行くのが一般的であると考えられる向島駅周辺の施設のうち、多数の高齢者や身体に障害のある人などが日常生活や社会生活において利用すると考えられる施設を含む区域とすることが必要となります。

このことを踏まえ、重点整備地区の区域を以下のように設定しました。

(1) 向島駅周辺に立地する官公庁施設や福祉施設などの主要施設の抽出

向島駅からの徒歩圏内（向島駅から概ね半径1 kmの範囲）に立地し、多数の高齢者や身体に障害のある人などが、向島駅を経由して徒歩で利用すると考えられる施設を表-5のように抽出しました。

表-5 駅周辺に立地する主要施設

福祉施設	あじさいガーデン伏見、桃寿園、ヴィラ向島、ぐんぐんハウス
医療施設	さいわい病院
教育施設	種智院大学、すばる高校
文化・レクリエーション施設	向島図書館
都市公園・緑地	向島中央公園、向島運動公園、向島東公園
商業施設	近商ストア向島店

(2) 重点整備地区の区域の設定

表-5の施設のうち、高齢者にとって特に重要な施設であるあじさいガーデン伏見、そして、高齢者や身体に障害のある人に限らず多くの人々が利用する近商ストア向島店、さいわい病院を重要施設と捉え、重点整備地区は、向島駅とこれらの施設とを結び経路を含む地区とすることとしました。

区域の設定に当たっては、向島駅周辺の居住環境整備の観点なども踏まえ、向島駅を中心として一体的にバリアフリー化を推進すべき区域として総合的に判断しました。

具体的な区域の線引きについては、道路によって明確に境界を定めました。

重点整備地区の区域を図-6に示します。

2 特定経路

交通バリアフリー法では、特定旅客施設と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路を「特定経路」と位置付け、この特定経路において、道路特定事業と交通安全特定事業を実施することとされています。

また、特定事業の実施に当たっては、2m以上の歩道を確保するなどの移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。

向島地区の特定経路の設定に当たっては、1(2)で重要施設と捉えたあじさいガーデン伏見、近商ストア向島店及びさいわい病院に着目し、向島駅とこれらの施設とを結ぶ主要経路について特に重点的にバリアフリー化を図っていくべきであると判断しました。

このような考え方にに基づき、以下のとおり特定経路を設定しました。

(1) 特定経路の設定

向島駅とあじさいガーデン伏見、近商ストア向島店及びさいわい病院とを結ぶ主たる経路のうち、表-6の区間を特定経路に位置付けました。

表-6 特定経路

特定経路Ⅰ	区 間：向島駅～さいわい病院 該当する路線：向島緯105号線 ※ 駅前広場を含む 向島経89号線 国道24号線
特定経路Ⅱ	区 間：向島駅～近商ストア向島店 該当する路線：向島緯105号線 向島緯106号線 向島経87号線

特定経路を図-6に示します。

図-6 重点整備地区の区域及び特定経路

